別表六の二（三）を次のように改める。

別表六の二（三）　試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除又は中小連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・・	法人名	

試験研究費の総額に係る税額控除又は中小連結法人の試験研究費に係る税額控除

	試験研究費の額の合計額（別表六の二（三）付表「2」）	1	円	
	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2		
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除又は中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3		
	控除対象試験研究費の額の合計額 (2)＋(3)	4		
試験研究費の総額に係る税額控除限度額の計算	平均売上金額の合計額（各連結法人の別表六の二（五）「5」の合計）	5		
	試験研究費割合 (1)/(5)	6		
	連結税額控除割合 (6) ≧ 10％の場合	7	0.1	
	連結税額控除割合 (6) ＜ 10％の場合 (6)×0.2＋8/100（小数点以下3位未満切捨て）	8		
	税額控除限度額 ((4)×(7))又は((4)×(8))	9	円	
	中小連結法人税額控除限度額 (4)×12/100	10		
	調整前連結税額（別表一の二（一）「2」、別表一の二（二）「2」又は別表一の二（三）「2」）	11		
	当期税額基準額 (11)×25/100	12		
	当期税額控除可能額 (((9)又は(10))と(12)のうち少ない金額)	13		
	調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十）「7の①」）	14		
	当期税額控除額 (13)－(14)	15		

特別試験研究費に係る税額控除

特別試験研究費の額の合計額（別表六の二（三）付表「10」）	16	円	
試験研究費の総額に係る税額控除又は中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額 (3)	17		
差引対象特別試験研究費の額 (16)－(17)	18		
同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額（(18)と別表六の二（三）付表「11」のうち少ない金額）	19		
税額控除割合が30％である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 (19)×30/100	20		
同上以外の試験研究に係る特別研究税額控除限度額 ((18)－(19))×20/100	21		
特別研究税額控除限度額 (20)＋(21)	22		
当期税額基準額 (11)×5/100	23		
当期税額控除可能額 ((22)と(23)のうち少ない金額)	24		
調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十）「7の②」）	25		
当期税額控除額 (24)－(25)	26		
法人税額の特別控除額 (15)＋(26)	27		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六の二（三）記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の9第1項から第3項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「当期税額控除可能額（(9)又は(10)）と(12)のうち少ない金額）(13)」の欄は、租税特別措置法第68条の9第1項の規定の適用を受ける場合には「又は(10)」を消し、同条第2項の規定の適用を受ける場合には「(9)又は」を消すこと。